第９０号議案

豊川市実費弁償に関する条例の一部改正について

豊川市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊川市実費弁償に関する条例（昭和３１年豊川市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「第１００条第１項」を「第１００条第１項後段」に改め、同条第３号中「第１０９条第５項、第１０９条の２第５項又は第１１０条第５項」を「第１１５条の２第１項（法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第４号中「第１０９条第６項、第１０９条の２第５項又は第１１０条第５項」を「第１１５条の２第２項（法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の豊川市実費弁償に関する条例第１条の規定の適用については、同条第３号中「第１１５条の２第１項（法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第１０９条第５項（法第１０９条の２第５項又は第１１０条第５項において準用する場合を含む。）又は第１１５条の２第１項」と、同条第４号中「第１１５条の２第２項（法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第１０９条第５項（法第１０９条の２第５項又は第１１０条第５項において準用する場合を含む。）又は第１１５条の２第２項」とする。

理　由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、豊川市議会が開く公聴会等に参加し、又は参考人として出頭した者に対して実費弁償を支給することとする措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。